



市が行うさまざまな事業は、市民の皆さんからいただいた貴重な税によって賄われています(今年5月に実施した納税キャンペーンの様子)

市民の皆さんが安心して暮らせる市であるために  
滞納のない街づくりを目指します

## 市税の納め忘れは ありませんか？

18年度一般会計歳入予算額約32.2億円のうち、市税は約48%を占め、市民の皆さんが安心して住み続けられる市をつくるための大切な財源となっています。皆さんが暮らしていくのに欠かせないさまざまな市の事業を行うには、市税等の財源を確保することが絶対条件です。市では、市政を支える財源の安定した確保および納期限内に納税された方の公平性を確保するために、今後も滞納解消に向け徴収強化に取り組みしていきます。市民の皆さんの納税に対するご理解とご協力をお願いします。詳しくは納税課 ☎470-7729へ。

### 市税は納期限内に納付を

納期限内に市税を納めることができないと、延滞金が加算されてしまう場合があります。お手持ちの納税通知書で納期限内に納付していただき、ますようお願いいたします(各市税の納期限は下表参照)。納期限内に納付いただけなかった方には、納期限の約1カ月後に督促状を送付し、督促状の指定期限経過後も納付いただけない場合には、電話による納税催告を行います。それでもまだ納付いただけない方に対しては、給与等の差し押さえを執行します。

滞納している税金を徴収する  
「仕事が忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、すっかり市税を納めるのを忘れてしまった」という場合もあります。しかし、「つい、つかり」が重なり、市税が累積してしまつたことで滞納額が高額となり、市税の納付が困難となる場合があります。口座振替にすると、納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れることがないため、延滞金が付くことがないというメリットがあります。これから納期が到来する市税の納付には、ぜひ、口座振替をご利用ください。

### 口座振替をご利用ください

「仕事が忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、すっかり市税を納めるのを忘れてしまった」という場合もあります。しかし、「つい、つかり」が重なり、市税が累積してしまつたことで滞納額が高額となり、市税の納付が困難となる場合があります。口座振替にすると、納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れることがないため、延滞金が付くことがないというメリットがあります。これから納期が到来する市税の納付には、ぜひ、口座振替をご利用ください。

### 納税にお困りの方へ

病气や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税の納付が困難な方はそのまま放

置せず、早急にご相談ください。詳しい事情をお聞かせいただき、相談に応じます。

18年度 市税納期限一覧

区分	固定資産税 都市計画税	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税	軽自動車税
1期	5月31日	6月30日	7月31日	5月31日
2期	7月31日	8月31日	8月31日	
3期	12月25日	10月31日	10月2日	
4期	19年2月28日	19年1月31日	10月31日	
5期			11月30日	
6期			12月25日	
7期			19年1月31日	
8期			19年2月28日	
9期			19年3月26日	

保存用として切り取り、目立つ所に張ってご利用ください。

### いろいろあります納付方法

市内郵便局に設置した市税納税専用の振込用紙を使用することで、休日・夜間のATMでの納税ができます。そのほかにも、手数料は利用者負担となりますが、郵便局・金融機関のATMからの振り込み「コンビニエンスストアに設置されているATMからの振り込み」「インターネットを利用した振り込み」ができるようになります。これらの納付方法は、平日はもとより、金融機関の窓口が閉まつた後でも利用可能なことから、利用する方が増加しています。市では、納税される方の利便性を向上させるため、新たな納税方法について今後も調査・検討を進めていきます。

### 差し押さえ等の滞納処分を強化

～税の公平性を  
守るために～

また、悪質・不誠実な滞納者については、積極的に滞納者宅の捜索を行い、家財道具等の財産の「差し押さえ」「インターネット公売」への流れを加速していきたいと考えています。差し押さえ・公売による強制徴収の強化  
強制徴収強化の一例として、今年の7月には、滞納処分強化月間として、各種財産の差し押さえを集中的に執行しました。市では、今後も差し押さえを執行するために、滞納者の勤務先、金融機関等へ積極的に調査を行っていきます。このように、調査の結果判明した財産は躊躇なく差し押さえさせていただきます。今年度も、滞納を発生させない悪質な滞納を許さない脅迫・恫喝(ごまかす)に屈しない「逃げない、退かない驚かない」を納税課のモットーに、昨年度以上に積極的に、各種財産の差し押さえ、不動産・自動車の公売、滞納者宅等の捜索等の滞納処分を行っていきます。

### 不動産の公売を実施

市では、滞納処分を強化して、7月に国税徴収法第94条等に基づき、2件目の差し押さえ不動産の公売を執行しました。これは、全都税事務所と市区町村が一堂に会して行う合同公売という形式で実施しています。また、今年度は新たな試みとして、不動産を対象としたインターネット公売の実施を検討しています。今年も、滞納を発生させない悪質な滞納を許さない脅迫・恫喝(ごまかす)に屈しない「逃げない、退かない驚かない」を納税課のモットーに、昨年度以上に積極的に、各種財産の差し押さえ、不動産・自動車の公売、滞納者宅等の捜索等の滞納処分を行っていきます。

### 新しい分別収集がスタート!

10月2日(月)から、「燃やせないごみ」の減量化を図り資源として再利用するため、「容器包装プラスチック」の分別収集を実施します。収集日は、週1回「燃やせないごみ」の日の前日(「燃やせないごみ」の日が月曜日の場合は前週の金曜日)です。対象となるものは「プラ」マーク(右図参照)のついたプラスチック製の容器や包装です。



例えば・・・

シャンプー・液体洗剤などのボトル容器、卵のパックや豆腐の容器、カップ麺(めん)やコンビニ弁当のカップ・パック、生鮮食品などのトレイ、お菓子や冷凍食品の袋など。詳細は広報9月15日号に折り込んで配布した「分別パンフレット」をご覧ください。パンフレットは、市役所本庁舎、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、ごみ対策課(八幡町2-10-10)で配布しています。資源物に対する更なる分別に、市民の皆さんのご協力をお願いします。詳しくは同課 ☎473-2117へ。

### 夜間・休日納税相談 窓口を開設します

夜間窓口は10月18日(水)・19日(木) 休日窓口は10月21日(土)・22日(日)

平日に市役所や金融機関に向くことが困難な方や、事情があるため納期限内での納付が困難な方のために、夜間・休日納税相談窓口を開設します。ぜひ、ご利用ください。

【日時】夜間窓口 = 10月18日(水)・19日(木)のいずれも午後8時まで  
休日窓口 = 10月21日(土)・22日(日)のいずれも午前9時～午後4時

【会場】納税課(市役所2階)  
【内容】納税相談および納付受け付け  
納税相談をご利用する場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。  
【ご注意】当日は、税証明の発行や課税の相談はできません  
詳しくは納税課 ☎470-7729へ。